

健康増進法に基づく特定給食施設・その他の給食施設における 給食開始届・廃止届・変更届の提出について

特定給食施設の設置者は、健康増進法第 20 条により、設置届出書及びその変更（給食施設の名称及び所在地、給食施設の設置者の氏名及び住所、給食施設の種類、給食の開始日または開始予定日、1 日の予定給食数及び各食ごとの予定給食数、管理栄養士及び栄養士の員数）が生じたとき、または給食を休止・廃止したときは、その日から 1 か月以内にその旨を届け出てください。

過去に給食を開始している場合で、青森市保健所に給食開始届を提出していない場合も、ご提出ください。

なお、青森市では青森市特定給食施設等栄養管理指導実施要領において、その他の給食施設も届出書の提出について協力をお願いしています。

また特定給食施設・その他の給食施設については、年に 1 回の栄養管理報告書の提出依頼及び定期的な巡回指導を行っているほか、保健所で開催している特定給食施設等研修会に参加いただいています。（右記二次元コードを参照）



ご不明な点がございましたら、下記の担当までご連絡ください。

○参考

特定給食施設・その他の給食施設とは

・特定給食施設

特定かつ多人数のものに対して、継続的に食事を供給する施設のうち栄養管理が必要なもので、継続的に 1 回 100 食以上または 1 日 250 食以上の食事を供給する施設（健康増進法第 20 条第 1 項に基づき同法施行規則第 5 条に定める施設）

・その他の給食施設

上記以外の施設であって、特定かつ多人数のものに対して、継続的に食事を供給する施設のうち、おおむね 1 回 50 食以上または 1 日 100 食以上 250 食未満の食事を供給する施設

担当：青森市保健所健康づくり推進課 成人保健チーム
〒030-0962 青森市佃二丁目 19-13
TEL：017-718-2942、FAX：017-743-6276